

## 令和3年玄海町議会定例会9月会議会議録

招 集 年 月 日	令和3年1月7日（木曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年9月9日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君	
	散 会	令和3年9月9日午前10時27分			議 長	上 田 利 治 君	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員  ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○	
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○	
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番		
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○	
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員	8 番	中 山 昭 和 君		7 番	友 田 国 弘 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君 中 島 安 行 君 加 納 晴 美 君 脇 山 和 彦 君 山 口 善 正 君 鈴 木 博 之 君			副 町 長	西 立 也 君 平 川 一 男 君 日 高 大 助 君 中 山 ふ み 君 中 村 大 造 君 中 山 昌 直 君	
	教 育 長				総 務 課 長		
出席した者の職 氏名	防 災 安 全 課 長	長			企 画 商 工 課 長	長	
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者				健 康 福 祉 課 長		
出席した者の職 氏名	農 林 水 産 課 長	長			ま ち づ く り 課 長	長	
出席した者の職 氏名	生 活 環 境 課 長				教 育 課 長		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範		

令和3年玄海町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和3年9月9日 午前9時開議

日程1 一般質問

令和3年玄海町議会定例会9月会議一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
3番 宮崎吉輝君	1. 児童館の役割と青少年育成について	町 長 教 育 長
4番 井上正旦君	1. 担い手育成事業について	町 長
	2. 有浦川河川改修及び護岸整備事業の課題について	町 長

---

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。3番宮崎吉輝君。

**○3番（宮崎吉輝君）**

おはようございます。3番宮崎でございます。通告に従って一般質問を行いたいと思えます。

今回1点だけ通告をさせていただいております。児童館の役割と青少年育成についてでございますが、両親が共働きであったり、子供が学校が終わって家に帰っても家族も誰もいないといった家庭の子育て支援策として、子供たちを一時的に預かる放課後児童クラブや放課後子供教室、また児童館といった様々な制度が設けられております。

本町におきましては、みどり児童館とさくら児童館の2つの児童館があり、児童館としての位置づけで運営がなされております。これらの様々な制度のそれぞれの目的と役割はどう違うのか、また、本町における児童館の現状はどうなっているのかについて、まずお尋ねをいたします。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

改めましておはようございます。宮崎吉輝議員の児童館の役割と現状についての御質問に対し御答弁申し上げます。

初めに、放課後対策を含めた子供たちの安全・安心の居場所の確保について御説明いたします。

主な子供たちの安全・安心の居場所の確保といたしまして、厚生労働省所管であります児童館、放課後児童クラブ、文部科学省所管であります放課後子供教室がございます。それぞれの機能、役割について簡単に御説明いたします。

まず、児童館についてですが、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、児童の心身を育成し情操を豊かにする、いわば遊びを通じて様々な体験をする場の提供となっております。利用対象者は、18歳未満の全ての子供で、原則自由来館となっております。

次に、放課後児童クラブについてですが、家庭と同じように遊んだり宿題をしたり集団生活をし児童の健全な育成に資する、いわば児童の生活の場の提供となっております。利用対象者は、保護者が勤めなどで昼間家庭にいない小学校に就学している子供となっております。

続いて、放課後子供教室についてですが、地域の方々の参画を得て学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等、いわば学習や文化活動等交流活動の場の提供となっております。

ます。利用対象者は、地域の全ての子供で、主な対象としては小学生の児童となっております。

玄海町の子供の居場所の確保といたしましては、留守家庭支援の役割も併せ持った児童館で、町内の全ての子供が安心して過ごせる居場所を提供しております。

次に、玄海町の児童館の現状についてですが、町内にはみどり児童館とさくら児童館の2館がございます。現在、玄海町社会福祉協議会を指定管理者として指定し管理運営を行っております。玄海町児童館の基本方針は地域児童の健全育成といった観点から、共に育むと書いて共育、共に育て共に育つとし、児童を軸として、親をはじめとする地域の大人も育み合い、育み合う拠点を目指しております。

さらに、単に育みの場としてではなく、家庭や児童にとって安心な生活の場、居場所及びクリスマス会や畑づくりからの野菜収穫、高齢者疑似体験教室など学びを交えた遊び場づくり、児童問題の解決支援も大切な役割と捉え運営を行っております。

児童館の開館時間につきましては、日曜日、祝日、年末年始を除く平日の午前9時から午後6時となっております。また、土曜日や夏休みなどの学校休業日における開館時間は午前8時から午後6時までとしており、利用定員の制限はございません。

利用対象者といたしましては、町内に住所を有する3歳から18歳までの子供と保護者、子供会、母親クラブなどの団体で、利用者把握のため利用の際は申請が必要となっており、利用料については無料としています。

令和3年7月末現在における児童館の登録者数は、みどり児童館が95名、さくら児童館が88名の183名でございます。現在の児童館の利用者は小学校1年生から3年生の低学年が大半を占めており、利用形態といたしましては、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育的な利用が主となっており、学校休業日は開館時間から閉館時間までの一日を児童館で過ごしている現状でございます。

本町といたしましては、今後も共働き家庭か否かにかかわらず、町内の全ての子供たちへ行事活動などの遊びの提供、家庭への子育て支援、また、関係機関との連携を通じ、より広い観点から児童の健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

### ○3番（宮崎吉輝君）

今それぞれの制度の内容について答弁をいただきましたけれども、まず児童館は、18歳未満の子供を対象として遊びを通じて様々な体験をさせる場であるということですね。それから放課後児童クラブは、対象が小学生ということで、遊びや宿題等を通じて児童の生活の場ということで位置づけをなされている。それから放課後子供教室については、これも小学生が対象ということですが、学習や文化活動等の交流活動の場、だから、ここは勉強を教えるところかなというふうに思いますけれども。

それから、現在の玄海町の児童館について、183名の登録があるということです。183名全部が利用している状況ではないと思いますけど、この前聞いた話では、両館合わせて五、六十名程度が当時利用をしているというような話がございました。

それから、本町としては児童館としての位置づけをしているけれども、現実には学童保育、放課後児童クラブ、主に小学校低学年を中心とした利用形態となっているというような状況であるということですね。

いずれにしても、共働きの世帯、あるいは子供が家に帰って家族が誰もいないというような家庭にとっては、放課後の子供を1人にさせることなく児童館に通わせることによって安心・安全な子供の環境が保てるということで、利用者にとっては大変有効なありがたいられているんじゃないかなというふうに思います。

今回質問したいというのが、本町の場合、児童館ですから、対象はあくまで18歳未満、ということは高校生も当然入ってくるわけですね。それで、みどり児童館ですが、これは旧有徳小学校の横がみどり児童館ということになっています。このみどり児童館のすぐ横に旧有徳小学校のプールがありますけれども、このプールの中でここ1年ぐらい高校生五、六人がスケボーをしているというような話があります。当然、児童館は18歳未満を対象にしているわけですから、このスケボー、スケートボードといいますけど、スケボー、スケボーと言わせてもらいますが、スケボーをしている子供たちもこの児童館の業務の一環として遊ばせているのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

### ○議長（上田利治君）

中島教育長。

### ○教育長（中島安行君）

おはようございます。宮崎議員のみどり児童館横のプールで高校生がスケボーをしている

のは児童館業務の一環かとの御質問に対し御答弁申し上げます。

みどり児童館横のプールは旧有徳小学校のプールで、教育委員会が所管する有浦コミュニティセンターの一部となりますので、私から御答弁申し上げます。

宮崎議員がおっしゃる高校生は、以前は有浦コミュニティセンターの体育館下でスケートボードをしていたようです。昨年の夏からは有浦コミュニティセンターのプール等を使用してスケートボードを行っております。もちろんこのプールには水は入っていません。

このスケートボードの活動は高校生たちの任意の集まりでの活動であり、社会教育での活動でもなく、児童館業務の一環でもございません。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

宮崎吉輝君。

**○3番（宮崎吉輝君）**

高校生がプールの中で遊んでいる、スケボーをしているのは、児童館業務の一環ではないということですね。ですけれども、あそこのプールは周りにフェンスがあつて当然鍵がかかっています。中で遊んでいる子供たちは当然、児童館のほうから鍵を借りて中で遊んでいるわけですね。ということは、児童館の職員さんも遊ぶことを了解しているというような格好になっているんだろうと思いますけれども、ただ、公に教育委員会としては認めたものではないということですよ。

それで、ここ1年ぐらいはプールの中で遊んでいたんですけれども、これが最近になって禁止されています。その禁止の理由と、それからプールの中で遊ぶということは、これまでのいろんな経緯があつたんだろうと思いますので、禁止されている理由と今までの経緯についてお尋ねをいたします。

**○議長（上田利治君）**

中島教育長。

**○教育長（中島安行君）**

プールでのスケートボードが最近禁止されているが、その理由と今までの経緯はという御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、高校生がみどり児童館横のプールでスケートボードを行うようになった経緯について御説明いたします。

宮崎議員がおっしゃる高校生は、先ほども申しましたが、以前は有浦コミュニティセンターの体育館下でスケートボードをしていたようです。しかし、令和2年1月に玄海原子力発電所工事のための職員宿舍用地として、有浦コミュニティセンターグラウンドの使用を許可している鹿島リース株式会社から体育館下を職員駐車場用地として貸してほしいと教育課に相談があり、令和2年2月から体育館下を職員駐車場としての使用を許可しております。

これは鹿島リース株式会社が当初から予定していた宿舍の第2期工事として有浦コミュニティセンターグラウンドに設置している宿舍の棟数を3棟から4棟に増やすことによるものでした。グラウンドだけでは宿舍の職員駐車場が不足するというございました。

体育館下を職員駐車場として許可したため、これ以降、体育館下でのスケートボードはできなくなってしまいました。

こうした経緯を経て、令和2年の夏休みに入った頃、高校生が口頭で、スケートボードの練習をする場所がないので有浦コミュニティセンターのプールを利用してよいかとみどり児童館の職員に尋ねられたため、私が出向いて夏休み期間中は利用してもよいという旨を伝えました。

教育委員会としましては、令和2年の夏休み中のみの利用で、次の約束を守るように伝え、許可していたものでございます。約束は3つあります。1つは、けがをしないように注意して遊ぶ、2つ目は、ごみを散らかさない、3つ目は、児童館の職員に初めと終わりに挨拶に来る、この3つの約束をしました。令和2年12月に、有浦コミュニティセンターの施設利用者からたき火をしている子供がいるという連絡を受け、教育課の職員が有浦コミュニティセンターで注意指導をしております。その後、町民の方や施設の利用者の方から特段御意見等もなかったため、利用状況については把握しておりませんでした。本年6月中旬に有浦コミュニティセンター周辺の住民から大声を出して裸でスケートボードをして遊んでいるのをやめさせてほしいという意見をいただきました。こうした御意見を受け、有浦コミュニティセンターのプールでのスケートボード使用について再度検討を行い、プール施設が老朽化していること、使用に当たり、責任者が不在であることから子供たちの安全が担保できる状況にないことから現在使用を禁止しているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

### ○3番（宮崎吉輝君）

今までの経緯を答弁いただきましたけれども、一番当初この高校生たちは旧有徳小の体育館下で遊んでいたと、そこを今グラウンドを貸している鹿島リースのほうから体育館下も駐車場として利用したい、貸してほしいという申出があったということで、昨年の2月から貸しているということですね。子供たちが遊ぶ場がなくなったので、プールを貸してもらえないかということで、教育委員会のほうで一定の条件をつけて、それも夏休み期間中だけというような条件をつけて使っていいよということにしてきたと、その後、12月にたき火をしているというクレームがあったということですが、たき火をするというのはとんでもない行為ですから、そういった行為については厳しく指導をしなければならないというふうに思いますけれども、それからまた、今年の6月に入って、裸で遊んでいるとか、そういうクレームがあったということで禁止にしたという経緯ですね。

そういった経緯、子供から申出があつて、使っていいよと言ってきたところを駄目ですよということにしてきたということですが、そういった理由を遊んでいる子供たちに十分に説明されたのかなと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

### ○議長（上田利治君）

中島教育長。

### ○教育長（中島安行君）

禁止の理由を子供たちに説明されたのかという御質問に対し御答弁申し上げます。

有浦コミュニティセンターのプールでのスケートボード禁止の説明については、教育課の職員がスケートボードをしている高校生になかなか会えなかったため、まず今年6月にプールで遊ぶと危険であること及び唐津市内に専用の施設があること、この2つを記載した貼り紙を有浦コミュニティセンターのプール入り口に貼り広報しました。しかし、その後も有浦コミュニティセンター施設利用者から体育館周辺にごみを放置して帰っているとか、高校生が側溝の蓋などの公共物を持ち出したり、衣服を脱いで大きな音を出したりして遊んでいるのでやめさせてほしいなどの意見をいただいております。

そこで、本年7月に教育課職員が現地で遊んでいる高校生のところに出向き、ここで遊ぶことは禁止されているということを説明し、注意指導を行いました。その後8月に有浦コミュニティセンター施設周辺の5か所に施設使用時の決まりという貼り紙を掲示し注意喚起を行っているところでございます。



以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

今の答弁を聞きますと、そういった遊んでいる子供たちに直接会って具体的に話をし、指導をしたという経緯ではないようですね、看板は上げましたということですが。

実は、スケボーをしている六、七人いますけれども、これは、私はこの子供たちが少年野球をしているときから知っています。みんな普通の高校生、素直な子供たちで、挨拶もちゃんとしますし、どこにでもいるような高校生です。

ただ、高校生時代ですから、果敢な年頃でもありますので、少しはしゃぎ過ぎるといったようなところは、それはもう誰にでもあるのかなというふうに思いますけれども。

それから、いきなりここでは駄目ですよと言われたのは、看板をプールのフェンスのところにぼんと貼り出していますね。遊ぼうと思って子供たちが行って、そういう貼り紙がある。児童館の人に何でいかんとですかと聞いても、貼り紙は見らんねとか言われたと。ただ、その一言です。

それで、どういうことが書いてあるのかなというふうに私は看板も見に行きましたけれども、こういうふうには書いてあります。「スケートボードの利用を禁止します。このプール施設内でスケートボードをして遊ぶことは大変危険です。今後プール施設内でのスケートボードの利用を禁止します。スケートボードで遊ぶときは唐津市にある施設を利用してください。玄海町長」と、こういう看板を掲げてあります。丁寧に唐津のスケートボード場の写真までつけてされていますけれども。

親切に、ここでしたら駄目ですよ。スケートボードをするなら唐津市にこういう施設があるから唐津に行ってしなさいというような意味には取れるんですけども、また、ちょっと逆な見方をすると、もう町内でスケートボードはするなと、しては駄目ですよと、するなら唐津に行ってせろと、町内ではするなと、そういうふうにも受け止められかねないですよ。要するに町内の子供たちを町内で遊ばせることもできないのかなというふうに思うようなこともあります。実際そういう意味ではないだろうと思いますけれども。

唐津のスケートボード場、これは松浦河畔公園の中に、駐車場の中に造ってあります。競艇場、道を挟んで松浦川のほうが松浦河畔公園というふうに整備して、駐車場も競

艇場のお客を見込んでかなり広い駐車場を公園内に造っていましたが、昔は競艇場に行かないと舟券は買えないような状況でしたけど、今は行かなくても買えるというような状況ですから、駐車場はもうがら空きの状態なんですね。

以前から子供たちが空いた駐車場でスケートボードをやっていました。それで、公園区域内ですから、スケートボードはいろんな道具を持ち込んでやっていたけど、それを駄目ですよということですずっと押さえてきたんですけど、どうしても押さえ切れない。そういう利用者の声もあって、じゃ、公園施設として造ろうということになって、これができて、もう五、六年になるかと思えますけれども、駐車場のアスファルトを剥いでコンクリートをべたっと打設して、広さが、幅が20メートル、長さが30メートルぐらいありますけれども、コンクリートをべたっと打って途中にちょっとしたジャンプ台であったり、ぴゅっと上り上がるような施設、そういうやつが四、五か所造ってあります。

当然、公園施設ですから、管理は市がする、そこで遊ぶ子供たちがいっぱい、土日はかなり多いような状況ですけども、そこでもちゃんとルールを決めて遊ばせています。

この河畔公園のスケートボードパークの看板が掲げてありますけれども、その注意事項、ルールとして、「この施設でのけがや事故は全て自己責任です」ということになっています。それから、「市が管理するのはコンクリートの部分だけです」と、コンクリート以外に利用者がいろんな木でつくったものを持ち込んでいますから、それは市の持ち物ではありませんから管理はしませんということで、それからまた、「ヘルメットやプロテクターを着用しましょう」ということで、公園施設として、今利用者が利用されている状況です。特段そこに監視員とかなんとかもいらっしやいません。

ちょっと調べたら、県内にこういうスケートボード場がどれぐらいあるのかなと調べましたけれども、今のところ、五、六か所。その中でもこの河畔公園のスケートボード場が一番大きくて、行政が造ったものとしては一番大きいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

そういうふうにして、玄海町では看板を掲げてスケートボードは駄目ですよ、するなら唐津に行ってしなさいということの看板を掲げてありますけれども、こういったことで、子供たちがどんどん端っこに追いやられて、自分たちは何でのけものにされるのかなというような声も聞きますので、一番心配なのは子供たちの心が玄海町から離れていくというようなことが私は心配をしております。

それから、こういった青少年の育成をするために、玄海町としては青少年育成町民会議と  
いうのをつくられていると思います。私たちが年に1回この会議に参加をしますが、  
この育成町民会議、この青少年を育成するために会議以外にこういったことをなされてい  
るのでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

中島教育長。

**○教育長（中島安行君）**

青少年育成町民会議の目的と活動内容はという御質問に対し御答弁申し上げます。

玄海町青少年育成町民会議の目的は、玄海町青少年育成町民会議規則第3条に規定がござ  
います。第3条には、「この会議は、青少年の健全な成長を願う玄海町民の総意を結集し、  
国、地方公共団体及び他の青少年団体と連携して、新しい地域社会の担い手となる青少年の  
指導、育成を図ることを目的とする」と規定しております。

主な活動内容は、青少年団体活動推進事業としまして、子ども会夏季球技大会、わんぱく  
相撲、10キロロードレース大会がございます。

なお、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いずれの  
事業も中止しております。

これらの行事のほかにも、啓発活動実施事業として、夏休みなど学校の長期休みの前に長  
期休業中の生活指針を作成し、各家庭に配布を行い、また、通学路における交通安全啓発と  
して、飛び出し坊や等の啓発品の購入を行っております。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

宮崎吉輝君。

**○3番（宮崎吉輝君）**

青少年育成のための事業として、今答弁されましたけれども、夏季の球技大会であったり、  
わんぱく相撲、それから10キロロードレース等々を行っている。それと年に1回の町民育  
成会議というのを開催されていますよね。

こういった事業をされて青少年の育成に努められているということについては十分理解を  
いたしますけれども、ただ、こういったイベントだけではなく、通常の遊び等についても青  
少年たちにやはり目を向けていくべきではないかなというふうにも感じます。

それから、今回のスケボーの子供たちを、ここも駄目、ここも駄目ということでどんどんなっていくと思います。ですけど、子供たちはもうスケボーが楽しくてしょうがない。じゃ、どこかでしなくちゃならない、遊びたい。

私も聞きましたけれども、そが面白かねて聞きましたけれども、めっちゃ面白かですよと言うんですよ。大人にはちょっと理解できないかもしれませんが。

ですから、駄目駄目と言ってもどこかに行ってしまうんですね。ですから、どんどん影の方に入り込んで人目を気にしながらしていくというような格好になっていくと思うんですけれども、こういったことが青少年育成のために果たしていいのかなという気もいたします。

それから、先ほどの町民会議の目的というのは、新しい地域社会の担い手となる青少年の指導育成を図ることが目的であるというふうに答弁されましたけど、まさにこの高校生、この子供たちが新しい地域社会の担い手となるんですよ。こういう子供たちを指導育成を図るということを目的にされていますから、果たしてこの目的どおりの対応になっているのかなということについて少々疑問を覚えます。

こういったことを考えますと、青少年育成というようなことじゃなくて、何か感じるのは青少年排除というようなイメージを受けてしょうがないんですけれども。

こういったことで、子供たちにも十分な説明もなされていない。ただ看板を上げて駄目ですよ、駄目ですよと言ってきたということですけども、高校生になるとしっかりしたある程度の考えはあるわけですから、この子供たちと話をして、子供たちの言い分とか要望、それから町としての要望ですね。

当然、スケボーをすると音も出ますし、住民からのクレームも出てくるというのは分かります。そういったクレームに対しては行政としてもしっかり対応をしなければならないわけですので、こっちも聞く、こっちも聞くというような難しい調整といいますか、そういったことが必要になってくるんじゃないかと思いますので、ぜひこの子供たちと話合いを持って、どういう考えでいるのか、駄目なことは駄目と言えちゃんと聞く子供たちですから、しっかりとしたルールをつくって遊ばせるようなことを考えていただきたいというふうに思います。この話合い等について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

今回のスケートボードの禁止という処置が果たして青少年育成と言えるのかどうかという御指摘に対して御答弁申し上げます。

先ほどの玄海町青少年育成町民会議規約第4条においてこうなっております。「この会議は、前条の目的を」——前条の目的というのは健全育成、「を達成するために次の事業を行う」として、第4条第6号に「スポーツ及びレクリエーションを奨励するための諸活動」とございます。

よって今回、宮崎議員から御指摘いただいた高校生が行うスケートボードの場所確保については、玄海町青少年育成町民会議を所管する教育課で検討を進めていく必要がございます。

現在のところ、玄海町内にスケートボード専用の施設がなく、スケートボードをしたい高校生たちにとっては厳しい環境であるとも考えております。まずは一度スケートボードで遊んでいる高校生たちの話を聞く機会を設け、その後、高校生たちの要望と周辺の住民の方々の要望との調和を図ることができるようなスケートボードができる場所を検討したいと考えております。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

宮崎吉輝君。

**○3番（宮崎吉輝君）**

ぜひ高校生たちの声も聞いていただきたいというふうに思います。

いろんな住民さんからのクレームも当然ありますから、それにも対応しなければならない。子供たちもしっかりと指導、教育をしていかなければならない、そういう難しいようなことになるかもしれませんけれども、面と向かって話せば子供たちの気持ちも分かれると思いますので、ぜひそのようにしていただきたいなというふうに思います。

では、最後に町長のほうに提案をしたいと思いますが、この前東京オリンピックがありました。東京オリンピックで新しい種目として今話してきたスケートボードであったり、あとはスポーツライミングとかボルダリング、それから、自転車で回転したりジャンプしたりするBMX、それとサーフィンとかいう新しい若者向けのスポーツが出てきました。

それからまた、ここの3年後のパリオリンピックでは、床の上で頭でぐるぐる逆立ちして回る、あれは何ダンスやったですかね、（発言する者あり）ブレイクダンスというのも新しい競技になるということで、新しい若者向けのスポーツがどんどん出てきます。

今回お話ししたスケートボードは町内の子供たちが遊ぶ場がないからどうにか解決をしたかどうかという話をしていますけれども、町内の子供たちだけじゃなくて、この前あったオリンピックの影響でこのスケートボードも全国的に人気が出てきているという、そういう報道もなされていますので、それは事実だろうと思います。

こういった施設が今県内にはほとんどないような状況ですので、思い切って町内によそから若者を呼び込めるようなこういう若者向けのスポーツ広場というか、スケートボード場であったりボルダリングだったり、そういうものを集客を目的とした広場を造ったらどうかというふうに思うんですけれども、例えばあすびあの中の広場等を利用するとか、横はエネルギーパークですね、これは九電の持ち物ですから、あそこにも芝生等々がありますので、あれだけの施設、今年間、この前聞くと5万何千人の利用客があるという話だったですけれども、それに上乘せするような形でこういう若者向けのスケートボード場等を造られる、この前オリンピックがあったような、ああいうしっかりとした大きなものはできないと思いますけれども、あんまりちゃちなやつでもいけないと思いますから、少しグレードを上げたような、場合によってはそこで大会ができる、各地区から寄ってきて大会ができるような、ちょっとグレードの高いようなそういう広場を造ると集客力アップにもつながってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これについて町長どうお考えでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

宮崎議員から、今後、若者スポーツの人気が高まる、町内の集客力向上のためにも若者スポーツ広場等の施設整備を考えてはどうかの御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、本年7月23日に開会した東京2020オリンピック競技大会では、様々なスポーツで日本人選手の活躍が見られ、国民に多くの感動を与えてくれました。宮崎議員から御質問いただきましたスケートボードでは男女で日本人選手が金メダルを獲得するなどすばらしい結果を残しました。

こうしたオリンピックの影響を受けて人気が一層上がるのではないかと私もテレビを見ていて、金メダルを取った瞬間を見ておりました。今後はスケートボードをはじめとして、先ほど宮崎議員が申されましたスポーツライミング、ボルダリングや自転車BMXフリースタイル、サーフィンなど様々なスポーツへの人気が高まるのではないかと考えております。

私も、スケートボードが発明されたのかどうか分かりませんが、第1次のスケートボードブームはちょうど私が大学生の頃でしたので、もう大学のほうでもはやっておりまして、私自身も買ってありますし、いまだに記念に持っております。

あの頃はまだ坂道を転げたり平地をスラロームするぐらいの、今のスケートボードのようなスキルの高いスポーツまではいっていませんでした。それが今だんだんオリンピック種目になって、私もそれを見てみて、ああ、こんなにレベルが高いスポーツになったのでオリンピックにも取り入れられたのかなという思いで見とおったところでございます。

一方で、本町の体育施設である社会体育館、総合グラウンド、野球場、各コミュニティセンター、体育館などは先ほどお話しした特定のスポーツ競技は対応できない施設となっております。

今後、各種スポーツ競技への対応をどうするかについては、どういったスポーツ競技の施設が必要か、場所をどうするのかなどの課題がございます。

唐津市には、先ほど宮崎議員が申されましたように、スケートボードのコートというのですか、写真を職員から撮ってきてもらって、どういったものかも見させていただきました。

玄海町の今の現状ではやはりスケートボードをするとすると、アスファルトやコンクリートの地面でないと、普通の泥地とか芝生のところではできないので、新たに造るとすると、やはり場所も必要だと思っております。

さっき申されましたように、あすぴあも広いところがありますが、そういったところの、宮崎議員の要望、考え方もすばらしいかと思っておりますが、やはり教育長が答弁も申しました、やっぱり若い人たちからいろんな意見を聞きながら、今後どうするのかというのは検討していかなくちゃならないと思っております。

これまで、今話しましたいろんなスポーツですが、私としてはスケートボードとは違いますが、パレア周辺整備等も考えておまして、今後SUP（サップ）やカヌー、そういったところも、砂浜とか造って利用できるような形をしたいなというのは前々から思っておりますので、そういった検討はちょっと今考えているところでございます。スケートボードは今回オリンピックでこれだけ注目を浴びましたので、そこまで考えてはおりませんでした。今後は若者スポーツ広場等の施設整備については町内のスポーツ競技の状況や他市町の状況を参考として今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

オリンピックの影響で今後人気が高まってくるというのはもう私は目に見えていると思いますので、しかもメダルを取ったのが中学1年生だからですね、そのためには小学校からずっとやってあるんだろうと思いますので。

こういったものはほかがないうちに早く考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますし、あくまで集客力、玄海町に若者を引き寄せる、その一環としてこういった若者スポーツの場というのを考える。それに伴って宿泊等も増えてくるかもしれませんので、しっかり検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでは最後に、玄海町の人口は年に100人程度減少しており、あと二十二、三年後には3,200人まで減少することが予想されております。また、昨年度、玄海町で産まれた子供の数はわずか30人程度というふうに聞いております。

今後この少ない子供たちに将来の玄海町を担ってもらわなければならないわけですので、町にとって子供たちは大切な財産でもあります。子供たちが玄海町に愛着心を持ち、玄海町で生まれてよかったと言ってくれるように今後大切に育てていかなければなりません。そのためには行政のみならず、町民一人一人が子供たちに対して温かい目配りと心配りをしっかりと持って接していくべきではないかということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で宮崎吉輝君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

午前10時5分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。4番井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

議長の許しを得ましたので、町長に二、三質問したいと思います。

初めに、担い手育成事業についてお伺いいたします。



その前に、今回の大雨で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。特に農家の方々には豊作間近の稲刈りを目前にしながら大雨に次ぐ長雨で大変な心持ちであったろうとお察し申します。これから先天气が長く続くことを願っております。

これより本題に入ります。

ここ1年半のコロナ感染の世界的な広がりを見てみますと、コロナが世界経済をずたずたと切り裂いてきたという一言に尽きます。中でも最も影響を受けたのが日本で開催された東京2020オリンピックではないでしょうか。1年延期から無観客開催となり寂しいものとなりましたが、世界中から多くの選手団が参加していただきました。そうした中で日本選手団は史上最多の58個のメダルを獲得いたしました。日本国民に夢と希望を与えてくれました。御苦労さまでした。

今回のコロナウイルスの猛威が世界中にもたらした感染拡大は、先進国、発展途上国を問わず外部との人の往来が制限されるなど、多くの国に弊害をもたらしています。途上国では被災した国民が路頭に迷う姿をテレビでよく拝見します。今ようやく世界の中で先進国でのワクチン接種が本格的に始まりました。日本国内での接種率は40%、高齢者では80%の接種率となっています。

また、経済に至ってははまだコロナ前の経済状況には回復していませんが、そうした中でも政府は地方自治体ではコロナの経済対策として様々な事業持続化補助金制度が今日まで実施されてきました。しかし、これらは飲食店や農業、漁業、零細の事業者などへの支援が多く、他の給付を願っている職種の人たちのもとには届いていません。

今聞かれるのは手に職を持った職人さんの声です。大工さんや左官、瓦職人さん、これらの人は弟子を抱え育成をされています。コロナで仕事が減少する中、弟子を抱え困窮をされています。大工・左官・瓦職人に、これらの人たちの人材不足の現状は千葉県を襲った台風15号による災害報道を見てみますとよく分かります。何年にもわたってブルーシートがいつまでも撤去されない光景として写し出されています。インタビューで住民の方々は、家屋の再建には職人さんの絶対数が足りないとこぼしてありました。そして職人の不足をぼやいておられます。災害に強い日本を標榜するならば、土木技術の進歩はもちろんのこと、日本家屋に熟練したたくみの技の継承が必要ではないでしょうか。

今、玄海町でも玄海町独自の施策として担い手育成事業を実施されていますが、コロナ禍にぜひ農業、漁業に次いで、手に職を身につけるために努力をされている継承者にも支援の

施しをしてほしいと思います。

担い手育成事業は未来への投資でもあります。ぜひ職種を問わず未来を夢見る若者たちを応援してほしいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

井上正旦議員の御質問、担い手育成事業について。1次産業の担い手については国や県の担い手育成事業がありますが、同じ自営業でありながら手に職を身につけるため頑張っている若者には何の施しもない現状です。この現状を国や県に伝えてほしいと思っていますので御質問に対し御答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルスについてお話しされましたので、新型コロナウイルス感染症に対する町の対応状況について説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の急速な流行拡大は世界各国で対応を要する重大な危機となっております。ウイルス感染によって健康、生命を脅かされる事態となり、医療現場への影響は甚大なものとなっております。

本町に隣接する旧唐津市におきましても、8月27日から9月12日までまん延防止等重点措置が適用されているところです。

本町におきましても、玄海海上温泉パレアをはじめ、公共施設を休館にするなど感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況ですが、8月29日現在の16歳以上の2回接種率は75.5%となっており、65歳以上の高齢者では92.2%となっております。

また、9月19日をもって集団接種は終了いたしますが、16歳以上の2回接種率は87.2%になる見込みでございます。9月19日以降、町内の16歳以上の方は約9割の方が接種している状況となります。

このような状況であります。飲食店をはじめ、町内の事業者は経済活動が回復する兆しがなかなか見えてこないのが現状でございます。

本町としましても、昨年度の玄海町みんな応援券や産業持続化支援金をはじめ、本年10月から実施するプレミアム付き食事券の発行事業など国や県の事業に加えて町独自の支援も行っておるところでございます。

議員御指摘のとおり、担い手育成事業については農業や漁業では国が先頭に立って実施されておりますが、大工や左官、瓦職人さんなど日本家屋における熟練したたくみの技の継承への担い手育成事業はございません。

第1次産業だけでなく、多くの業種で人手不足や後継者不足が問題となっておりますが、特に大工は高齢化が進み、深刻な状況であると聞いております。やはり何でも全てにおいて需要と供給のバランスが関係しているところもあるかと思っております。第2次・第3次産業の育成にも力を入れていきたいと思っております。

また、今後、漁業や農業のような担い手育成事業が実施されるように、機会がございましたら国や県などへも働きかけていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

井上正旦君。

**○4番（井上正旦君）**

今回、こういう質問に当たって疑問に感じたのが、国事業の長期研修を受けた後、独立して漁業を営む者には最大5年間の所得補償がある。また、農業においても就労後5年間の所得補償があるのに、手に技能職を身につけようとしている大工や左官さん、瓦職人さんらの若者には何の援助もありません。こんな不公平なことが許されるのでしょうか。

今日、自然災害が多発する中、こうした技能を持った人たちを育てることが多くの国民の願いではないでしょうか。

次の質問に移ります。毎年町から県に要望されてきました2級河川有浦川河川改修及び護岸整備工事が事業として決定され、住民説明会も開催され安堵しているところであります。

そうした中で、今年も九州北部では8月に線状降水帯による大雨に見舞われ、甚大な被害が佐賀県をはじめ多くの自治体で発生しました。玄海町でも近年にないほどの被害が確認されており、今後ますます河川整備の重要性が増しております。

佐賀県におかれましては、令和2年度中に河川整備計画策定手続等を進められておられ、令和3年度以降、本町はもちろんのこと、各関係機関との協議により河道計画が決定され、事業が進められていくものと考えています。

そうした中で、先般、県道整備部と自由民主党との政調懇談会が開催され出席しました。私たちは今回の有浦川の河川改修工事を見守りつつも、一方で不安視されている方々も大勢

いるということを入れてほしいと伝えました。有浦川の河口に広がる豊かなアサリ漁場は今回の事業によってさらに消滅の危機にさらされてしまうのではないかと、これまで川の上流で行われてきた様々な大規模な開発、上場開発事業、藤ノ平ダム事業、これらの事業によって有浦川には大量の土砂が上流から河口に堆積し、河口にたくさんのアサリが捕れていたアサリ漁場は今では何も捕れない漁場となってしまいました。仮屋漁協では40人いたアサリ部会は解散となりました。県の方々には河川とか河口は一体のものであり、上流の事業が終われば河口の生物が生息できるような環境に一度戻してほしいとお願いをいたしました。河口を整備することで大雨のとき干潮での川の流れがスムーズになります。水害も緩和できると思います。

佐賀県におかれましては、河川課、港湾課の垣根を超えた取り決めをしてほしいとお願いをいたしました。町長にも河口には多くの漁民の生活があることを県に伝えてほしいと思っています。早期のしゅんせつを要望しておきます。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

早期に有浦川のしゅんせつをお願いしたいとの御質問に対し御答弁申し上げます。

井上議員がおっしゃいますように、現在、佐賀県では有浦川水系河川整備計画の策定手続を進められており、今年度におきましては、河川整備計画への国への同意を得るため同意申請をされており、今年度中には国からの同意を得られる見込みと伺っております。

同時に、佐賀県では今年度、有浦川河川調査委託に着手されており、今年度中に有浦川の河道計画を策定される予定です。

佐賀県に対しましては、有浦川の河川整備を進められるに当たって地元玄海町の意見を十分に聞きながら進めていただきたいということを町から県へ強く要望いたしております。

また、本町といたしましては、河川整備を着実に進めていただくために私を会長とした有浦川河川整備の早期完成に向けた推進協議会を立ち上げております。

委員といたしましては、町議会より議長と両常任委員会の委員長に参加していただき、その他、有浦川沿線地区の長倉地区、諸浦地区、新田地区の各区長、河口の漁場の関係者である仮屋漁協の組合長、そして副町長及び役場内の関係課長を委員として参加していただき、先日、令和3年8月26日に第1回目の会議を開催したところでございます。会議では、有浦

川の整備について協議を行い、情報共有を図りながら事業推進に取り組んでいくことといたしました。今後も佐賀県の事業の進捗に合わせて会議を開催していく予定でございます。

なお、この推進協議会には佐賀県、唐津土木事務所からもオブザーバーとして参加していただいておりますので、この会議の中で河川のしゅんせつについてもしっかりと町の意見を伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

井上正旦君。

**○4番（井上正旦君）**

しゅんせつについては、町長に県のほうへ要望をよろしく願いしておきます。

次も河川事業に関係したことでの要望ですが、新しい仮屋橋ができてからですが、本来海水が引いた後に残る川の道、みお筋といいます、あることが原因で大事な海への道がなくなりました。なぜみお筋が大事かと申しますと、アサリはみお筋に沿って生息しているからです。今の現状は干潟が平らな面となり、残り潮が見受けられない状態となっています。貝が生息できる環境ではないのです。本来の河口の姿を取り戻すには大量の土砂の撤去とみお筋を取り戻すことが河口の生態系を取り戻す第一歩になります。

なぜこういった干潟の形状になったのでしょうか。これは1つに、川の水が大雨のとき橋脚によって流れを変えられているからなのです。橋脚は船でいえば面かじりっぽい角度に造られているからです。したがって、干拓の基礎の部分は洗掘され、今に至っては河口に面した200メートル近くの基礎の部分の砂は中央により戻され、左官さんがこてでならしたように平らになってしまっております。本来川の両岸に大量の土砂が堆積していたのですが、川の流れが変わり、洗掘によって中央に運ばれ、一層浅い干潟の形成を助長しています。これから先何もしなければ大雨のたびに洗掘が進んでいくと思います。ぜひ県のほうへ調査をお願いすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

脇山町長。

**○町長（脇山伸太郎君）**

仮屋橋の橋脚による干拓地の根元洗掘の現状調査をお願いしたいとの御質問に対し御答弁申し上げます。

井上議員御指摘の件につきましては、恐らく仮屋橋中央の橋脚の形状が楕円形であり、南側干拓地堤防のほうへ向いており、川の流れが南側干拓地堤防寄りになっていることにより堤防の根元を洗掘しているのではないかと、また、このことによりみお筋ができなくなったのではないかとということだと思えます。

この件につきましては、井上議員がおっしゃいますように、自民党政調懇談会でお話しされたのを佐賀県県土整備部から唐津土木事務所を通して伺っておるところでございます。

先ほども申しましたが、現在、佐賀県では有浦川河川調査に着手されており、次年度以降は地形測量や地質調査及び河道詳細設計をされる予定とのことですので、これらの業務の中で井上議員御指摘のことにつきましても併せて調査をしていただけるよう県に要望してまいりたいと考えております。

それから、有浦川の河口部のほう、上流河口、下流のほうからでも、ドローンの画像を役場のほうで撮って上流のほうから見た写真で見ると干拓地の堤防がちょうどそこで、遮りまではしていませんが、何と申しますか、真っ直ぐ行っている部分にちょうど突き当たるような形になっておりますので、どうしても堤防側のほうは洗掘されるような流れではないかなということもちょっと、ドローン画像で見て感じたところがございます。それについては、詳しいことはまた県のほうにも相談していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（上田利治君）**

井上正旦君。

**○4番（井上正旦君）**

私たち漁業者は30年前まで例年アサリの生息環境保持のために河口の耕うんを実施してまいりました。それで気がついたのが干潟の形状なのです。川の中央に残り潮ができない。なぜか干拓の洗掘は大雨のたびに進行しています。川の流れをぜひ中央に戻してほしいと思います。

今回、担い手育成事業について若者たちの代弁ができて大変よかったと思います。町長にはいろいろな境遇にいる若者たちの声をもっと拾ってほしい。どんな手助けが必要かも検討して町の施策に反映してほしいと願っています。

また、有浦川の河川改修及び護岸整備については、河口の現状を省みない県の姿勢を町長にはただしてほしいと思います。

しゅんせつと洗掘の現状については、現場で調査を確認してほしいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午前10時27分 散会